



日本下水道事業団（ＪＳ）は、設計業務委託について実施体制の緩和、配置予定技術者の審査対象期間の緩和及び低入札価格調査基準の算入率等を見直します。

- 実施体制の緩和については、担い手の確保・育成のため配置予定技術者に求める資格及び実績等を緩和します。
- 配置予定技術者については、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍のため審査対象期間を緩和します。
- 低入札価格調査基準については、設計業務委託の更なる品質確保のため算入率及び範囲の見直しを行います。

「設計業務委託における改定内容」の概要

1 実施体制の緩和

資格

- 1) 管理技術者については、資格に RCCM（専門技術部門：下水道）を追加します。
- 2) 担当技術者（建築）については、資格として 一級建築士を求めない業務を設定します。
- 3) 照査担当技術者（建築）については、資格として求める実務経験年数を 7 年以上から 1.5 年以上に緩和します。

2 審査対象期間の緩和

配置予定技術者については、介護休業、出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合、審査対象期間に 休業期間に相当する期間を審査対象期間に加えます。

3 低入札価格調査基準の見直し

低入札価格調査基準については、国土交通省の低入札価格調査基準の見直しに準じて 算入率及び範囲を引き上げます。

（令和 7 年 6 月 1 日以降の公告より適用）

<問い合わせ先>

日本下水道事業団事業統括部技術監理課 若尾
TEL 03-6892-2011



民間事業者との共創プロジェクト【令和7年度】

令和7年6月版

○ 令和6年度に実施した**民間事業者**との意見交換の結果を踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字：令和6年度までに実施した取組 青文字：令和6年度に引き続き拡充する取組 赤文字：令和7年4月1日から実施した取組 赤文字（下線）：令和7年6月1日から実施する取組

働き方改革の推進

1. 適正工期の確保
 - ① 余裕期間制度「任意着手方式」の適用
 - ② 入札時に概略工程表の開示、必要工期の明確化
 - ③ ワンデーレスポンスの推進
 - ④ ウイークリースタンスの推進
2. 週休二日制工事の推進
 - ① 「月単位の週休2日」の適用
3. 設計業務及び工事における「WEB会議」の活用
 - ① 機械設備工事、電気設備工事における工場検査・既済検査への活用

生産性向上の推進

4. 手続きの電子化
 - ① 契約手続きの電子化
 - ② 一般仕様書等の一部無料ダウンロード化
5. 施工管理の効率化
 - ① 遠隔臨場及び工事情報共有システム（JS-INSPIRE）を原則全ての工事に適用
 - ② 「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用
6. BIM/CIMの活用
 - ① 実施設計業務の現地調査で360度画像を原則適用
 - ② 点群データ閲覧システム「JUMP」の開発
 - ③ 「下水道 BIM/CIM ライブラリ」の公開
7. 書類のスリム化
 - ① 工事関係図書の簡素化（スリム化、省略、統合）
 - ② 機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化（試行）
 - ③ 工事関係書類簡素化ガイド（案）の改定

担い手の育成・確保

8. 民間技術者向け研修の充実
 - ① 土木・建築におけるオンライン研修の実施
9. 配置予定技術者の要件緩和
 - ① 一般土木工事、建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
 - ② 機械及び電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
 - ③ 配置予定技術者における審査対象期間の緩和
 - ④ 同一の現場代理人および監理技術者等が管理できる範囲の拡大
 - ⑤ 設計業務委託における資格に係る実務経験年数緩和
 - ⑥ 設計業務委託における資格に係る要件緩和

JS工事の魅力向上の取組

10. 適切な利潤と労務費等の確保
 - ① 「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ② 競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ③ 工事施工調整会議（三者会議）の運用見直し
 - ④ 一般土木工事、建築工事における入札説明書等の施工条件明示拡大
 - ⑤ 建設工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法及び評価項目等の見直し
 - ⑥ 設計業務委託における低入札価格調査基準の改定

11. 施工者の立場に立った発注予定工事の公表
 - ① 発注予定工事の年間公表回数増加（4回→7回／年）
 - ② 等級区分を工事予定額により細分化
 - ③ 公表時期の前倒し
 - ④ 発注予定工事一覧表の更新について、「お知らせメール」の配信

令和7年度において、導入に向けた検討を行う主な取組

4. 手続きの電子化
6. BIM/CIMの活用
10. 適切な利潤と労務費等の確保

・ 電子検査に向けた課題抽出
・ 入札説明書に360度カメラ画像の活用検討
・ 設計変更に係るガイドラインの改定



9. 配置予定技術者の要件緩和

担い手の育成・確保

⑤設計業務委託における資格に係る実務経験年数の緩和

○職種が建築において、卒業学科等毎の実務経験年数を緩和。

処理場・ポンプ場

赤文字:令和7年6月1日以降の公告に適用する改定内容

職種		土木		機械	電気	建築	
						技術的援助※1 の担当技術者	実施設計※2の 担当技術者及び照査 技術者※3
卒業学科等		土木工学科等		機械工学科等	電気工学科	建築学科等	—
		下水道工学履修	下水道工学履修せず				
技術士試験合格者	(上下水道部門下水道科目選択)	0年以上					
	(各職種の部門)	1.5年以上					
大学院	5年以上在学卒業・修了	0.5年以上	1.5年以上				
	1年以上在学卒業・修了	0.5年以上					
大学院専攻科	1年以上在学卒業・修了						
大学卒		1年以上					
短大専攻科	1年以上在学卒業・修了	2年以上					
短大・高専卒		2.5年以上					
中央工学校下水道土木工学科又は 土木工学専攻土木計画専攻卒業							
金建研修センター国土建設学院上下水道工学科卒業							
明倫館国土建設学院水工土木工学科卒業							
高校・中学卒		3.5年以上					
その他		5年以上					
国土交通大臣指定講習終了者※4		2.5年以上					
技術検定1種合格者		0.5年以上					
技術検定2種合格者							
外国の学校		相当区分に該当する年数					
一級建築士		—				0年以上	1.5年以上
電気主任技術者	第1種	—			1.5年以上	—	—
	第2種				2.5年以上		
	第3種				3.5年以上		

※1: 技術的援助の業務分類: 下水道計画設計業務、下水道等終末処理場及びポンプ場耐震診断業務、下水道等管渠耐震診断業務、下水道等終末処理場及びポンプ場再構築基本設計(実施計画)業務(改築診断、改築実施計画、劣化診断又は機能検査を含む。)、下水道等管渠再構築基本設計(実施計画)業務(改築診断、改築実施計画、劣化診断又は機能検査を含む。)

※2: 実施設計の業務分類: 下水道終末処理場実施設計業務(OD法及びPOD法を除く。)、下水道終末処理場実施設計業務(OD法及びPOD法に限る。)、下水道ポンプ場実施設計業務(汚水のみを除く。)、下水道ポンプ場実施設計業務(汚水のみに限る。)、下水道管渠実施設計業務(開削工法を除く。)、下水道管渠実施設計業務(開削工法に限る。)

※3: 技術的援助、実施設計の照査担当技術者とする。

※4: ①国土交通大学が行う専門課程下水道科研修

②日本下水道協会が行う下水道監督管理等資格者講習会

③日本下水道事業団が行う下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会

(備考)

1) 職種を超えて他職種へ従事する場合は、上記の表と同様の実績が認められた場合とする。

また、その場合は、事務所の参加資格登録にて職種変更を行った場合のみ有効とし、同一年度での再度の職種変更は認めない。



9. 配置予定技術者の要件緩和

担い手の育成・確保

⑥設計業務委託における資格に係る要件緩和

○技術者毎の主な資格要件の緩和

赤文字: 令和7年6月1日以降の公告に適用する改定内容

業務委託の種別	管理技術者における資格要件	
	令和7年6月1日以降の公告に適用	令和7年5月31日までの公告に適用
- 基本計画策定業務委託 - 終末処理場・ポンプ場耐震耐津波診断調査業務委託 - 終末処理場・ポンプ場ストックマネジメント実施方針(全体計画及び実施計画)策定業務委託 - 終末処理場・ポンプ場実施設計業務委託	①又は②のいずれかを満足するもの ①技術士※1の資格を有する ②RCCM（専門技術部門：下水道）	①を満足するもの ①技術士の資格を有する

業務委託の種別	職種	担当技術者における資格要件	
		令和7年6月1日以降の公告に適用	令和7年5月31日までの公告に適用
基本計画策定業務委託 (職種は限定せず、担当技術者を1名配置)	共通	①又は②を満たすもの ①技術士の資格を有する ②下水道技術検定第1種を有する	①又は②を満たすもの ①技術士の資格を有する ②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」※2で定める年数以上の実務経験※3を有する
終末処理場・ポンプ場耐震耐津波診断調査業務委託	建築	①を満たすもの ④管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の実務経験を有する	①又は②を満たすもの ①一級建築士かつ技術士の資格を有する ②一級建築士の資格を有するものかつ管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の実務経験を有する
終末処理場・ポンプ場ストックマネジメント実施方針(全体計画及び実施計画)策定業務委託		①又は②を満たすもの ①技術士の資格を有する ②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の実務経験を有する	①又は②を満たすもの ①技術士の資格を有する ②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の実務経験を有する
終末処理場・ポンプ場実施設計業務委託		①及び②を満たすもの ①一級建築士の資格を有する ②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の実務経験を有する	①又は②を満たすもの ①一級建築士かつ技術士の資格を有する ②一級建築士の資格を有するものかつ管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として「運用基準」で定める年数以上の実務経験を有する

業務委託の種別	職種	照査技術者における資格要件	
		令和7年6月1日以降の公告に適用	令和7年5月31日までの公告に適用
- 終末処理場・ポンプ場耐震耐津波診断調査業務委託 - 終末処理場・ポンプ場ストックマネジメント実施方針(全体計画及び実施計画)策定業務委託 - 終末処理場・ポンプ場実施設計業務委託	建築	①及び②を満足するもの ①1級建築士 ②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として1.5年以上の実務経験を有する	①及び②を満足するもの ①1級建築士 ②管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の実務経験を有する

※1 技術士：「技術士(上下水道部門(下水道)又は総合技術監理部門(上下水道-下水道)」を示します。
 ※2 「運用基準」：「公募型競争入札方式等における担当技術職員の実務経験に係る運用基準」を示します。
 ※3 実務経験：下水道事業若しくは農業集落排水等類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)の業務に限ります。



10. 適切な利潤と労務費等の確保

JS工事の魅力向上の取組

⑥設計業務委託における低入札価格調査基準の改定

- 低入札調査基準価格の算定に使用する諸経費の算定率を改定。
- 低入札価格調査基準の範囲を改定。

低入札価格調査基準の算入率・範囲の改定一覧

赤字: 令和7年6月1日以降の公告に適用する改定内容

対象業務	項目	令和7年6月1日以降の公告に適用	令和7年5月31日までの公告に適用
建設コンサルタント業務	設定範囲	60%～ 81%	60%～80%
	直接人件費	× 1.00	× 1.00
	直接経費	× 1.00	× 1.00
	その他原価	× 0.90	× 0.90
	一般管理費等	× 0.50	× 0.48
地質調査業務	設定範囲	2/3～85%	2/3～85%
	直接調査費	× 1.00	× 1.00
	間接調査費	× 0.90	× 0.90
	解析等調査業務費	× 0.80	× 0.80
	諸経費	× 0.50	× 0.48

対象業務	項目	令和7年6月1日以降の公告に適用	令和7年5月31日までの公告に適用
測量業務	設定範囲	60%～82%	60%～82%
	直接測量費	× 1.00	× 1.00
	測量調査費	× 1.00	× 1.00
	諸経費	× 0.50	× 0.48
維持管理業務	設定範囲	60%～ 81%	60%～80%
	直接業務費	× 1.00	× 1.00
	直接経費	× 1.00	× 1.00
	技術経費	× 0.90	× 0.90
	間接業務費	× 0.50	× 0.45
	諸経費	× 0.50	× 0.45



実務経験における「審査対象期間の緩和」

令和7年6月1日以降に公告する設計業務委託

契約方式毎における「審査対象期間の緩和」の対象となる技術職員

	一般競争入札	プロポーザル方式	総合評価方式
管理技術者	対象 ^{注1)}	対象 ^{注2)}	対象 ^{注3)}
主な担当技術者	—	対象 ^{注4)}	対象 ^{注5)}
担当技術者	—	—	—
照査技術者	—	—	—

注1)競争参加資格での「当該業務の実施体制」(以下、「競争参加資格」という。)が対象。

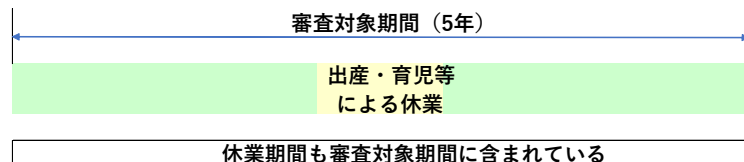
注2)競争参加資格及び技術提案書の評価基準での「過去5年間の同種業務の経験」および「過去2年間の業務成績」が対象。

注3)競争参加資格及び総合評価の技術点での「技術力(実績および業務成績)」が対象。

注4)技術提案書の評価基準での「過去5年間の同種業務の経験」および「過去2年間の業務成績」が対象。

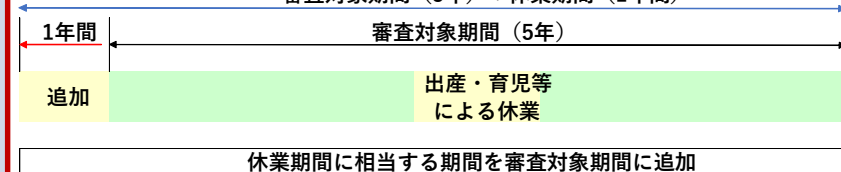
注5)総合評価の技術点での「技術力(実績および業務成績)」が対象。

令和7年5月31日までに公告する工事



令和7年6月1日以降に公告する工事

審査対象期間(5年) + 休業期間(1年間)



審査対象期間に出産・育児等で休業していた場合の例

○配置予定技術者の能力等における審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、原則、休業期間または従事期間に相当する期間を審査対象期間に加える。

制度	定義	期間	備考	対象
産前休業	出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間前)から請求すれば取得できる休業	6週間 (14週間)		○
産後休業	出産の翌日から8週間は就業することができない。産後6週間経過後、医師が認めた場合は、請求することにより就業できる	8週間		○
育児休業	1歳に満たない子を養育するための休業	1年	事前の申し出が必要	○
介護休業	要介護状態にある対象家族を介護するための休業	対象家族1人につき通算93日まで	事前の申し出が必要	○
介護休暇	要介護状態にある対象家族を介護、その他の世話をするために単発で取れる休暇	5日/年(対象家族が2人以上の場合は10日/年)	時間単位の取得も可能	×
子の看護休暇	小学校就学の始期に徹するまでの子の看護等のための休暇	5日/年(対象家族が2人以上の場合は10日/年)	時間単位の取得も可能	×

審査対象に加える期間

対象項目	休業期間	審査対象期間に加える期間
産前休業・産後休業・ 育児休業・介護休業	1年未満	1年
	1年以上2年未満	2年
	2年以上3年未満	3年